

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| (5) 臨時代理事務
報告第 7 号 | 臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運営審議会委員の人事） |
| (6) 臨時代理事務
報告第 8 号 | 臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事） |
| (7) 臨時代理事務
報告第 9 号 | 臨時代理の報告について（多賀城市文化財保護委員会委員の人事） |

日程第 5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和5年第3回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、樋渡委員、林委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。こちらの配布しております議事資料の1

ページをお願いします。

令和5年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

初めに教育総務課関係ですが、3月30日、令和5年第1回市議会臨時会が開催され、本日臨時代理事務報告します「工事請負契約の締結」、これは山王小学校増築校舎の建設に係るものでございます。「令和5年度多賀城市一般会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決されました。

3月31日、同日付けで退職となる定年退職者2名、依願退職者3名に辞令を交付いたしました。

4月1日、同日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用2名、再任用2名、再任用任期更新6名、配置換等21名、任期延長3名、併任延長1名、昇任昇格6名の計41名に辞令を交付しました。

同日、小中学校教職員の人事異動等に伴い、小学校35名、中学校24名の合計59名が本市に着任しました。

4月4日、教職員服務宣誓式及び第1回全教職員研修会を開催しました。

4月10日、市立小中学校の第1学期始業式及び入学式を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入学式は来賓招待者を限定して実施しました。同日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童566名を含む3,402名、中学校は新入生徒549名を含む1,562名で、合計4,964名です。

4月12日、「令和5年度第1回仙台管内教育委員会教育長会議」が宮城県仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

4月14日、「令和5年度第1回二市三町教育長会議」が松島町教育委員会で開催され、教育長が出席しました。

4月20日、「令和5年度東北都市教育長協議会総会」が福島県郡山市で開催され、教育長が出席しました。

4月24日、「令和5年度宮城県都市教育長協議会総会」が宮城県自治会館で開催され、教育長が出席しました。同日、「令和5年度宮城県市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議」が宮城県庁で開催され、教育長及び教育委員会事務局次長が出席しました。

4月22日、多賀城中学校と高崎中学校で体育祭が行われました。他の2校は、第二中学校が4月28日、東豊中学校が4月30日に開催予定です。

次のページをお願いします。

前回定例会以降の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業はありませんでした。

続いて生涯学習課関係ですが、4月6日、「令和5年度多賀城市青少年育成センター青少年補導員新年度説明会、情報交換会」を開催しました。青少年の健全な育成を目的とした巡回に当たっての注意点などを説明し、意見交換及び情報共有を行いました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表としまして2ページ中段から4ページにかけて記載のとおりです。

続いて文化財課関係です。1月7日から3月26日まで、令和4年度資料展「地域の文化財－南宮村・山王村－」を埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催し、710名が観覧しました。

4ページをお願いします。令和5年4月26日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただいまの報告について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

一つだけよろしいですか。2ページの大代地区公民館で行われた成人教育事業「はじめてでも安心 動画編集講座」で、101名とかなりの方が参加しておりますが、年齢層とか、高齢層の方が多かったとか、そういうことをご存じでしたら教えていただきたいと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

すいません。年齢層までは分からなかったのですが、事業の内容とすると、動画の編集を学ぶということと、公民館で作成した学習動画を 유튜브 にアップするということまでやってみたということです。あと、事前申し込みが不要なく、自分で参加できるということで、参加者が多かったと。その期間内で視聴している方が多かったということで、参加者が増えたということだと思います。

内容としては、動画編集のメリット、デメリット、あとは動画編集ソフトのダウンロード、動画を切り貼りするとか、音とかエフェクトをどのように付けるかということとか、意外と踏み込んだ内容ということでございました。

樋渡委員

ありがとうございました。

教育長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、以上で事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議 事

臨時代理事務報告第3号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））

教育長

これより、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第3号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長兼教育総務課長

それでは、臨時代理事務報告第3号について説明いたします。

議案書の5ページをお願いします。臨時代理事務報告第3号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

7ページをお願いします。

令和5年3月24日付けで、市長より令和5年第1回多賀城市議会臨時会に提案予定の対象工事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議会の議決を経るべき事件の議案作成について意見を求められ、臨時代理により市長あて回答したので、報告するものです。

左側6ページを御覧ください。臨時代理書でございますが、異議がない旨を回答しております。

続きまして、8ページをお願いします。工事請負契約の締結について関係資料により説明します。

記載の工事請負契約につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約案件となりますので、議会の議決を求めたものです。

1の契約の目的は、「令和5年度山王小学校校舎増築工事」です。

2の契約の方法は、総合評価方式による制限付き一般競争入札で、執行しております。

3の契約金額は、3億7,840万円です。

4の契約の相手方は、記載の日成ビルド工業株式会社となります。

9ページの入札執行調書をご覧ください。

これは、令和5年3月20日に市役所で入札執行した内容で、入札者及び入札価格等は記載のとおりでございます。

次に工事概要について説明いたしますので、10ページの工事概要書をご覧ください。

1件名、2施工場所及び3工事期間については、記載のとおりでございます。

4の工事等の概要ですが、まず、(1)に記載の校舎増築工事として、校舎建設のほか、増築校舎と既存校舎との間に渡り廊下を設置するものです。

次の11ページ、校舎増築工事等の位置図にありますとおり、増築校舎は、既存校舎の南側に設置し、その規模は、軽量鉄骨造り地上2階建て、延べ床面積は約1,364平方メートルとなるものです。左側10ページにお戻りください。

(2)に記載のとおり、今回の工事は設計業務を含めた発注であり、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の工事を行うものとなります。

(3)建築工事は、記載のとおり主要室として、1階に普通教室を6教室と保健室、トイレ、玄関を、2階に校長室、職員室、会議室等を設置する予定で、合計14教室相当分の施設として建設するものです。

なお、外部及び内部の仕上げについては、記載のとおりでございます。

(4)電気設備工事及び(5)機械設備工事につきましては、記載の施設として必要な設備の工事を行うものです。

(6)官庁申請業務一式は、建築確認申請等の手続き業務でございます。

改めまして、11ページをご覧ください。灰色で網掛けした箇所が増築校舎でございます。

米印の2に記載しております、既存校舎と増築校舎の離隔や米印3に記載の外部階段の設置は、今後の実施設計で確定するものです。

また、仮設校舎から増築校舎西側部分を經由し、屋内運動場への導線として、米印1の開放型の渡り廊下を整備する予定ですが、これは、仮設校舎事業の中で整備するものとなります。

次の12ページをお願いします。資料を横にしてご覧いただきたいと思います。

こちらは、城南小学校の北校舎の立面図と写真等となります。今回建設する山王小増築校舎のイメージとして、掲載させていただきものですので、参照していただければと存じます。

以上で、臨時代理事務報告第3号の説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。林委員。

林委員

10ページ工事等概要の(1)校舎増築工事のアで、構造が軽量鉄骨造となっているのですが、これはRC造りでない理由が特にあるのですか。

教育長

次長。

次長兼教育総務課長

お答えいたします。今後の児童数増加への対応として、今回ご指摘の増築校舎への対応ですが、来年度中に完成する必要があることで、工期を急ぐということです。それから、鉄骨や鉄筋コンクリート造と比較して工事費が安価でございます。それで、いま申し上げたように工期が短くて、年度内完成が可能な規格建築型の軽量鉄骨造りの工法採用ということでございます。

林委員

ということは、耐用年数は余り考えないということよろしいですか。いずれ児童が減った時に簡単につぶせるということで、軽量鉄骨造りにするという、そういう意味合いと捉えてよろしいでしょうか。

教育長

次長。

次長兼教育総務課長

耐用年数を考慮に入れないということではなくて、軽量鉄骨造りでの耐用年数がRC、鉄筋コンクリート造りと比べれば短くなるということは認識してございますが、今回、もっぱら工期の兼ね合い、児童数増加への対応で教室の確保ということが重要な要素となっておりますから、そちらの方を優先して、工期が短くて済むものということでございます。結果として、耐用年数は委員がおっしゃる通りの形になるものです。

林委員

そうすると、2階に教室がないので、上下の騒音等はあまり考慮しなくてもいいのか、という感じですか。

教育長

教育部長。

教育部長

はい私の方からお答えします。もう一度整理しますと、いずれ児童数はどんどん減っていくということも考慮しております。

今回、既存校舎については長寿命化を図るということで、向う例えば80年もたせようと考えていると。供用開始してから長寿命化によって80年もたせる建物とする。それでは、80年経った後はどうしようとしているか、ということになるのですが、先ほど言ったように今後、児童数についてはどんどん減少していくということもあるので、既存建物のそもそも建替えが出てきた時にどうするかということもございます。

今回建てた建物が、例えば重厚な造りで、今後50年も、60年ももつ建物を建ててどうするのかと。総合的に将来のことを考えた時には、コスト的にも安価で、早期に建築できる建物ということで、まず2階相当のプレハブ工法による建物にしたという経緯がございます。

林委員

はい。ありがとうございます。

教育長

よろしいですか。その他、ございませんでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

9 ページに 2 つの会社が辞退となっていますが、これは価格が折り合わなかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

教育長

次長。

次長兼教育総務課長

入札執行調書に記載の 2 社につきましては、入札当日に辞退されておりました、その理由を発注部署において確認してございます。技術者の配置が困難ということの理由を確認してございます。

樋渡委員

11 ページのところで仮設校舎というのは、既に出来上がっている校舎と考えてよろしいのですか。仮設と増築校舎ということで、黒い網掛けの方を今回工事するわけですね。この仮設校舎というのは以前からあったのですか。

教育長

次長。

次長兼教育総務課長

今回の増築校舎の設置に合わせまして、下の方にある仮設校舎の設置もさせていただくと。ようは既存校舎の大規模改修を行いますので、校舎の半分ずつ改修をかけるのですが、こちらの仮設校舎の方に引越してこないと授業ができませんので、そのために仮設校舎を建てますが、最終的には既存校舎と増築校舎の建物となって、最終的に仮設校舎は撤去するということで、リースでの調達となるものです。

樋渡委員

12 ページに増築校舎イメージとありますが、以前にも城南小学校の北校舎ですか、プレハブを造ったのを土台にして、今回の工事を進めていると考えてよろしいのですか。

教育長

教育部長。

教育部長

この城南小学校プレハブ校舎を参考としたのは、こういった体のもの、通常プレハブと申しますと何年もつのかなんですが、平たい言葉でいうと体のいいプレハブなのです。20年から25年程度もたせるような、そんな仕様のものを考えておきまして、まさに城南小学校のプレハブがそれに匹敵するものになるなということで、このようなイメージで参考につけさせていただいたものです。

樋渡委員

はい。ありがとうございます。夏場や冬場の冷房、暖房で、これまでも暑かったり、寒かったりということで、たぶん設備も備えられると思うのですがけれども、増築ということで入ってるお子さん達の安全も確保してというか、これまでも徹底されているので、心配ないとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育部長

承知いたしました。

教育長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、臨時代理事務報告第3号について承認いたします。

臨時代理事務報告第4号 臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見）

教育長

次に、臨時代理事務報告第4号「臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長兼教育総務課長

それでは、臨時代理事務報告第4号について説明いたします。議案書の13ページをお願いします。

臨時代理事務報告第4号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

15ページをお願いいたします。令和5年3月24日付けで、市長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）の調製について意見を求められ、市長あて臨時代理により回答したので、報告するものです。

左側14ページを御覧ください。臨時代理書でございますが、異議がない旨を回答しております。

お手元に臨時代理事務報告第4号関係資料をお願いします。

それでは、はじめに、2ページ、3ページから内容をご説明いたします。こちらは、歳入、歳出予算に係る補正額の総括表です。

2ページは歳入補正に係る総括表ですが、下段のちょっと見づらいのですが、太枠で囲まれた欄にありますとおり、今回の補正額が6億885万9千円となっており、うち、教育委員会所管については、表中で具体的に示されておりませんが、上段記載の15款2項の国庫補助金、19款1項の基金繰入金、22款市債で増額の補正予算を計上させていただいており、その総額は1億5,850万円となっております。

詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

次の3ページをお願いします。こちらが、歳出補正に係る総括表でございます。

下段太枠で囲まれた欄にありますとおり、一般会計全体で、歳入補正と同様に、総額で6億885万9千円の増額補正となっており、うち、教育委員会所管分は、10款教育費の欄にあるとおり、1億5,850万円の補正増となっております。

なお、組織名で申し上げますと、文化財課所管の文化財保護費のうち特別史跡多賀城跡復元整備事業で補正するものです。

それでは、15ページをお願いします。歳出予算からご説明いたします。

10款4項4目「文化財保護費」で、1億5,850万円の増額補正です。

説明欄「特別史跡多賀城跡復元整備事業」につきましては、12節 委託料で、景観ガイダンス施設展示等実施設計業務委託料 850万円を、14節 工事

請負費で、景観ガイダンス施設建設工事費 1億5,000万円を計上するものです。

続きまして、恐れ入りますが、資料の4ページをお願いします。これは、第2表、債務負担行為補正の追加です。

景観ガイダンス施設建設工事ですが、一括発注として、令和5年度から令和6年度まで2年間の工事について、令和5年7月から着手予定のため、令和6年度の限度額を9,000万円とする債務負担行為を設定するものです。

これにより、多賀城創建1300年の令和6年11月開催の記念式典までに、景観ガイダンス施設建設を計画どおり進めることが可能となります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明いたします。資料の9、10ページをお願いします。

15款2項5目「教育費国庫補助金」で、7,500万円の増額補正です。

社会資本整備総合交付金で、説明欄にありますように歳出でご説明いたしました特別史跡多賀城跡復元整備事業の「景観ガイダンス施設建設工事」の財源に充てるもので、補助対象額1億5,000万円の補助率1/2で、7,500万円となるものです。

次に、資料の13、14ページをお願いします。22款1項4目「教育債」で6,750万円の増額補正です。

文化財整備活用事業債については、歳出の特別史跡多賀城跡復元整備事業の増額補正でご説明申し上げましたとおり、景観ガイダンス施設建設工事を実施するため、財源として借入れいたします。

次に、今回の補正予算による市債全体について説明させていただきますので、恐れ入りますが資料の5ページをお願いします。

第3表地方債補正ですが、この表の下段の計の欄をご覧ください。

一般会計における市債全体の起債限度額を記載しております。

補正前の起債限度額の総額11億3,700万円に対し、今回、文化財整備活用事業債で6,750万円を増額いたしますので、補正後の起債限度額の総額が12億450万円となるものです。

なお、今回起債限度額と変更となる市債の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前の内容と同じでございます。

以上で、臨時代理事務報告第4号の説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明につきまして質疑がありましたら、お願いいたします。質疑はありませんか。

(「はい」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第4号について承認します。

臨時代理事務報告第5号 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題 専門委員会委員の人事）

教育長

次に、臨時代理事務報告第5号「臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長兼教育総務課長

それでは、臨時代理事務報告第5号について説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。18ページをご覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について、臨時で代理した事務の内容を記載しております。

令和5年3月31日付けで、築場玲子氏、横山知佳氏から、人事異動等に伴う退任願が提出されましたので、同日付けで委員の職を解く事務を行いました。

3月31日付の退任願の提出であり、教育委員会を招集する暇がないと判断し、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

右側19ページをご覧ください。本報告に係る関係資料です。

令和5年3月31日現在の多賀城市いじめ問題専門委員会の委員名簿でして、任期は令和6年4月30日までとなっております。

後任委員につきましては、ただ今調整しておりますので、後日、改めて提案いたします。

以上で、臨時代理事務報告第5号の説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第5号について承認します。

臨時代理事務報告第6号 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事）

教育長

次に、臨時代理事務報告第6号「臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長兼教育総務課長

それでは、臨時代理事務報告第6号について説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。22ページをご覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について、臨時で代理した事務の内容を記載しております。

令和5年3月31日付けで、丸田浩之氏、浅野芳博氏、川端淑子氏から、人事異動等に伴う退任願が提出されましたので、同日付けで委員の職を解く事務を行いました。

3月31日付の退任願の提出であり、教育委員会を招集する暇がないと判断し、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

右側23ページをご覧ください。本報告に係る関係資料です。

令和5年3月31日現在の多賀城市学校給食センター運営審議会の委員名簿として、任期は令和5年6月30日までとなっております。

後任委員につきましては、ただ今調整しておりますので、後日、改めて提案いたします。

以上で、臨時代理事務報告第6号の説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はありませんか。小野委員。

小野委員

確認ですが、任期が令和5年6月30日までであっても、この3名の方の欠員は補充するのですか。つまり令和5年6月30日までの任期でも調整しているのでしょうか。

教育長

教育部長。

教育部長

すいません先ほどの説明口述を訂正させていただきたいと思います。任期が令和5年6月30日となり、次の新たな委員の任期が7月1日付けとなりますので、今回の解職に伴っての後任は不補充とさせていただきます。

教育長

それでは、先ほどの事務局の説明は訂正するというので、後任は不補充とすることをご了解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

その他何かございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、臨時代理事務報告第6号について承認します。

臨時代理事務報告第7号 臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運営審議会委員の人事）

教育長

次に、臨時代理事務報告第7号「臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運営審議会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。資料25ページをお願いします。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。26ページをお願いいたします。

臨時代理書でございます。臨時に代理した事務の内容を掲載しております。

令和5年3月31日付けで、図書館運営審議会委員の丸田浩之氏、及川仁美氏、千葉則敏氏から退任願が提出されたことから、同日付けで同委員会委員の職を解く旨の事務を行ったものです。

退任願の提出が令和5年3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づきを臨時に代理したものです。なお、後任者の委嘱につきましては、現在、新たな委員を選任する事務手続きを進めておりまして、次回の教育委員会定例会において、議案として提出させていただく予定でございます。

資料27ページには、委員名簿等を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で、臨時代理事務報告第7号の説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第7号について承認します。

臨時代理事務報告第8号 臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事）

教育長

次に、臨時代理事務報告第8号「臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、臨時代理事務報告第8号でございます。資料29ページをお願いします。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。次の30ページを御覧ください。

臨時代理書でございます。臨時に代理した事務の内容を掲載しております。

令和5年3月31日付けで、スポーツ推進審議会委員の三浦仁氏から退任願が提出されたことから、同日付けで同委員会委員の職を解く旨の事務を行ったものです。

三浦氏からの退任願の提出が令和5年3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づきを臨時に代理したものです。

なお、後任者の委嘱につきましては、現在の委員の任期が31ページの表の上に記載のとおり、令和5年5月31日まででございますので、補充するかどうかも含め検討を進めている段階でございますので、よろしくお願ひいたします。

資料31ページには、委員名簿等を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。説明は以上です。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第8号について承認します。

臨時代理事務報告第9号 臨時代理の報告について（多賀城市文化財保護委員会委員の人事）

教育長

次に、臨時代理事務報告第9号「臨時代理の報告について（多賀城市文化財保護委員会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、臨時代理事務報告第9号についてご説明いたします。議案書33ページをご覧ください。

こちらは、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市文化財保護委員会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。34ページをお願いします。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。

令和5年3月31日付けで多賀城市文化財保護委員会委員の高橋栄一氏から退任願が提出されたことから、同日付けで同委員会委員の職を解く旨の事務を行いました。

退任願の提出が3月31日であり、同日をもつての退任願いであったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものでございます。

後任委員につきましては、現在事務手続きを進めておりますので、次回以降の定例会に提案させていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第9号について承認します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。ありませんか

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和5年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時42分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐藤 良彦

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和5年5月24日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印